

平成29年度事業計画

I はじめに

我が国の経済情勢は、緩やかな回復基調が続き、雇用者数は増加しているとはいえ、回復の勢いに力強さがなく状況が続いています。

その中、平成28年度当センターの契約金額実績も前年対比で僅かではありますが増加となっています。しかし、会員数においては微減傾向が続いており、入会を促進し会員の確保・拡大を図ることが急務となっています。そのためには、センター事業の普及啓発や入会促進のためのPR活動を強化する必要があることから、町会へのチラシ配布や出張入会説明会等も実施します。また、多様化する会員の就業ニーズに対応するため、労働者派遣事業実施に向けての検討・準備を進めていく予定です。

安全就業については、傷害事故が平成26年度31件、27年度29件でありましたが、28年度は16件と半減しています。しかし、残念ながら賠償事故は27年度1件が28年度は7件と大きく増えています。幸い、傷害事故及び賠償事故において、重大な事故は発生していませんが、限りなくゼロに近づけていく事が重要であると考えており、引き続き安全対策に力を入れていきます。

平成30年度には、当シルバー人材センター設立40周年を迎えることから、本年度中に「式典準備・記念誌の作成・記念品選定・演芸内容の検討」等を行う必要があります。そのための準備委員会等を設置します。あわせて周年事業経費を繰越金として確保していきます。

このような現状を踏まえ、より安定的な財政基盤を確立し、高齢者の社会参加を深化させ、活力ある地域社会への積極的な貢献をして行くべく、平成29年度事業計画を以下により策定しました。

II 基本方針

1 事業運営

- (1) 公益社団法人板橋区シルバー人材センターへの理解・活用促進活動を推進する。入会促進活動を推進し、会員増強を図る。
- (2) 会員の約2割を占める未就業会員の状況を改善するため、積極的な就業開拓に努める。
- (3) 公益法人としての更なる期待に応えるため、シルバー人材センター制度の仕組みを活かしながら、社会貢献活動の充実を図る。
- (4) 就業会員のセンター会員としての帰属意識を高め、仕事の質を高めるため、就業会員の研修・講習、仕事別グループ会議を充実させる。
- (5) 会員の健康と安全就業・活動は、全てに優先するという理念の下、会員の健康維持・増進を図ると共に、安全意識の向上と安全就業の推進を図る。
- (6) 高齢者の就業相談を実施する。
- (7) 事業運営の参考とするため、発注者等に関する調査研究を行う。
- (8) 日常生活支援総合事業を拡充する。
- (9) 労働者派遣事業の導入に向けての検討・準備を進める。
- (10) 平成30年度を迎えるセンター40周年記念に向けて準備委員会等を設置する。

2 公益社団法人としてふさわしい組織を作るために

- (1) 会員主体の自主・自立の組織作りに取り組む。
- (2) コンプライアンスを重視する組織作りに取り組む。

III 事業実施計画

1 事業運営

(1) 公益社団法人板橋区シルバー人材センターへの理解・活用促進活動の推進

シルバー人材センター事業の普及に努め、広く地域社会の支持を得ると共に、入会を促進するため、次のような多面的活動を行う。

区 分	説 明	実施回数
入会希望者説明会	センターの事業内容・就業状況の説明	年12回
出張入会希望者説明会	ふれあい館他に出張し、センター事業内容・就業状況の説明	随時
広報誌「生きいき」の発行	全会員に配布 地域センター、いこいの家等でも配付	年5回
リーフレット及びパンフレットの配布	関係方面に配布し、センターが受注できる仕事の開拓を図る	随時
ホームページの充実	センター事業、運営のPR、会員募集等、充実を図る	随時
区刊行物の積極的活用	区の広報紙などに積極的に広告を掲載し、シルバー人材センターのPRを行う	随時
「区民まつり」等地域のまつりに参加	シルバーコーナーを設け、来場者に事業内容記載の絆創膏等を配布し、周知を図る	随時
パブリシティー	報道機関等の取材活動に協力することにより、事業内容の周知を図る	随時
関係団体の機関紙への掲載	関係団体の協力を得て、会報等による広域的PRを図る	随時
町内回覧板によるPR	町会・自治会に依頼してセンターの就業開拓情報、会員募集等のチラシを回覧する	年2回
地域商店街・区役所本庁舎におけるPR	ハッピーロード大山商店街、区役所本庁舎イベントスペースにて、来場者にPR活動	年9回 延19日

(2) 就業場所の幅広い開拓及び拡大、未就業会員の状況改善

① 就業開拓及び拡大について

一般家庭、民間事業所、官公庁等に高齢者就業の理解を求め、積極的に就業機会の開拓（特に減少傾向の家事・育児援助サービス、専門技能職）及び提供を行い、就業促進を図る。

ア PRチラシの回覧を町会・自治会に依頼する。

イ 区内の新聞、商工団体等に記事の掲載を依頼する。

ウ インターネットホームページを活用する。

エ PRグッズを配布する。

② 就業機会の提供

未就業会員に対し、電話サービス、インターネットホームページ、事務局内の掲示により、就業情報を提供する。また、対象者には必要に応じ、郵送による就業情報を送付する。

③ 就業希望者登録説明・選考会の実施

未就業会員のニーズと、就業会員募集を効率良く結びつけるため、学童擁護、有料自転車駐車場管理、放置自転車防止業務、公共施設管理等、就業者数の多い職種について、就業希望者登録説明・選考会を実施する。

④ 高島平分室（WORK’S高島平）を平成29年4月開設

仕事の相談及び入会希望者への相談を実施する。

⑤ 独自事業

ア 自転車リサイクル事業

駅周辺の放置禁止区域から撤去され、引き取り手のなかった自転車の一部を区から譲り受けて解体・再生し、自転車商協同組合と協力して年4回区民に販売する事業を継続して実施する。

イ ソーイング事業

会員の持っている特技、経験（縫製の仕事）を生かして実施している衣類のオーダー・リフォーム事業及びバッグや小物の製作・販売事業を継続して実施する。

ウ パソコン教室事業

初心者でも分かるように「親切・丁寧・ゆっくり」をモットーに、パソコン技能に優れた会員が指導するパソコン教室を継続して実施する。

エ シニアエアロビクス事業

シニアエアロビクス教室を11ヶ所で開催し、更に教室の拡大に努める。

オ 木工クラブ事業

木のおもちゃ等を制作して、イベント等で販売する事業を継続して実施する。

(3) 社会貢献活動の充実

より多くの会員が活動に参加することにより、社会貢献へとつなげる。

項目	実施内容	実施回数
ライフサポート事業	高齢世帯等の生活支援など、ちょっとした家庭のお手伝いを支援する	随時
木のおもちゃ貸出し事業	子育て支援施設等に、木のおもちゃを一定期間無償で貸し出す	随時
シニアエアロビクス教室	区民の健康力向上を図るため、シニアの為に開発されたエアロビクスを会員が指導する教室	延240回
パソコン教室	ゆっくり丁寧に会員が区民等を対象に指導するパソコン教室	年8回
転倒予防講習	地域班懇談会終了後、転倒予防体操を会員が指導 一般区民も参加可能	20地区
東京マラソン祭り参加	東京マラソン祭りの観客整理等、会員がボランティアとして活動する	1回
いたばし子ども見守り隊	子どもたちの登下校時間に合わせ、散歩や買い物をして安全確保に努めるボランティア活動	随時

- (4) 会員の帰属意識を高め、また、就業会員の仕事の質を高める研修・講習及び仕事別グループ会議
- ① 会員・役員の知識・技術・技能の向上を図るため、次の表の研修を実施するとともに、外部開催研修の活用を積極的に進める。

項 目	実 施 内 容	実施回数
接遇力向上研修	会員の接遇対応能力向上を図るため、非行防止、個人情報保護を盛り込んだ研修 800名対象	延10回
普通救命救急講習	会員の安全就業に対する意識を高めるとともに、地域支援の立場から人命救助に役立つ救命救急講習会を開催	年2回
自転車シミュレーター交通安全教室	就業途上の自転車事故の防止及び自転車安全対策の強化を図るため、シミュレーターを使用した安全教室を開催	年1回
植木技能研修	植木の手入れ座学及び実技研修	年3回
理事、監事研修	東京しごと財団、全シ協等の各種研修を活用	年4回
第3ブロック研修	1 理事、地区リーダー等を対象とした研修 2 仕事別リーダー等を対象とした研修	各1回
都立高等職業技術専門校の研修受講助成		随時
東京しごと財団による「就業支援講習・職域拡大技能講習」等の活用		随時

② 会員向け広報誌の発行及びホームページ

会報「生きいき」を年5回発行し、会員の知識や情報の取得を図り、センターへの帰属意識を高める。また、ホームページの会員専用ページ等において、会員に必要な情報を提供する。

③ 会員の仕事別グループ会議及び連絡会

植木職、除草職、表具職、いこいの家、学童擁護、有料自転車駐車場、家事援助便利班、シニアエアロビクスに従事する会員を対象に、グループ会議及び連絡会を実施する。

④ 会員の就業意欲の向上を図るために会員表彰を行う。

(5) 会員の安全就業対策

会員の就業の安全を図るため、安全管理委員会を中心に東京しごと財団と連携を図りながら、会員に対する安全就業・活動対策を実施する。

① 事故防止

ア 安全就業について啓発・指導を徹底し、就業途上・就業中の事故防止に努めるため、安全管理委員、安全支援員が就業場所を夏期、冬期に巡回する。また、特に事故の多い植木職については毎月巡回指導を行う。

- イ ヘルメット、保護ロープ、安全ジャンパー・帽子等を貸与し、会員の事故防止を図るため、着用を徹底する。
- ウ 夏季に熱中症対策グッズ、冬季にカイロを配布する。
- エ 類似事故の防止対策に役立てるため、安全管理委員及び安全就業推進員による事故現場の確認を行う。
- オ 安全管理委員会及び安全支援員連絡会において事故原因の分析を行い、再発防止策を検討する。
- カ 植木職、除草職及び公園管理業務の会員に対し、虫刺され対策として、ポイズンリムーバーを配布する。

② 適切な事故対応

会員自身、同僚、お客様等が万一事故にあったときに適切な対応ができるよう、応急手当やAEDの使用法など、普通救急救命救急講習を実施する。

③ 会員に対する安全就業・活動意識の向上策

- ア 会員手帳に盛り込む「安全のしおり」の内容を充実させ、活用を促す。
- イ 広報誌「生きいき」に毎回「安全通信」を掲載し、安全に対する意識の向上を促す。
- ウ 定時総会開催時に、安全啓発チラシを配布する。
- エ 安全標語を募集し、安全対策に活用する。
- オ 生活の安全を図るため、警察から情報提供のあった内容を広報誌に掲載する。

④ 会員の転倒事故予防と健康づくり支援

- ア 柔軟性とバランス力を高め、転びにくい身体作りをする転倒予防講習会を地域班懇談会の機会を活用して、年20回実施する。
- イ 会員の健康管理を図るために、区の健康診断受診を奨励する。

⑤ 自転車安全運転講習の実施

- ア 東京しごと財団主催の自転車安全運転講習会に、委員が参加する。
- イ 自宅から就業先までの往復途上の自転車事故の防止及び自転車安全対策の強化を図るため、会員向けに自転車シミュレーターを使用した交通安全教室を実施する。

⑥ 自転車保険への加入

高額な賠償事故が増えているため、自転車保険への加入を奨励する。

(6) 高齢者の就業相談

- ① 高齢者の就業に関する各種資料を整備し、事務局にて常時相談を実施する。また、入会説明会において、シルバー人材センター以外の就労を望む人達に対しても他機関を紹介し、就業案内を行う。
- ② 年2回、アクティブシニアの合同就職面接会に参加して、就業相談を受ける。
- ③ 未就業会員を対象に、年5回以上個別就業相談会を開催して様々な就業上の相談に乗り、就業情報活用の周知を図り、就業率を高める。

④ 高島平分室窓口にて就業相談及び入会希望者への相談を行う。

(7) 発注者等に関する調査研究

発注者満足度調査の実施

技能職等、単発契約の発注者を対象にアンケート調査を実施して満足度を把握し、受注の拡大、発注者に満足して頂ける仕事の充実につなげる。

(8) 日常生活支援総合事業の拡充

生活支援事業者として区より認定を受け、平成28年10月1日より事業を開始した。併せて、事業を円滑に推進するためケアルーム赤塚を開設した。今後、事業拡充に向けて種々の取り組みを行っていく。

現在、関係諸機関を訪問し、広報活動を行っている。また、多様な利用者及び介護サービスに対応するための、きめ細かな研修を実施し、利用者の高い満足度に繋げていく。

(9) シルバー人材センター労働者派遣事業

適正就業に関する指導・運用が厳しくなっている中、「高齢法」の改正に伴いシルバー人材センターは届出により、労働者派遣事業を実施することが可能となった。派遣事業導入にむけての検討・準備を推進することで、これまでなかった「雇用」という形態の働き方が加わり、会員の持つ知識・経験を活かした、より多様な就業が可能となる。

なお、派遣事業所となり事業を開始するためには、「派遣元責任者」の設置等が必要となるため、事業実施に向けて適正に対応できるよう事務局体制の整備を行う。

(10) 40周年記念事業の準備

平成30年度に迎える40周年記念大会に向けて、記念大会準備委員会等を設置し、準備を進める。

2 公益社団法人としてふさわしい組織を作るために

(1) 会員主体の自主自立の組織作り

会員主体の組織活動を活発化させることを目標に、次の活動を行う。

① 理事会開催 年12回

シルバー人材センター事業・運営について協議し、意志決定を行う。

② 委員会

ア 安全管理委員会

会員の安全就業について計画を策定し、就業場所の巡回等、会員の安全意識の向上を推進する。

イ 広報委員会

広報誌「生きいき」の編集、作成、発行を行う。

③ 地域班活動

班主体による懇談会を各班年1回開催し、会員や地域の高齢者に事業理念の理解浸透、情報伝達を行い相互の交流を図る。

④ 仕事別グループ会議の開催

既に行われている仕事別グループ会議を拡充、実施する。

(2) コンプライアンスを重視する組織作り

① 適正就業体制の確立

ア 請負契約の適正化

国の見解を踏まえ、契約書類の適正化、就業実態の把握や点検を随時行い、適正就業を推進する。

イ ワークシェアリング（分かち合い就業）

月10日以上又は週20時間を超える仕事についてワークシェアリングに努める。また、同一箇所、長期就業に対しても適正化に努める。

② 個人情報保護体制の徹底を図る。

③ 公益社団法人として、より適切な会計処理を行うために、公認会計士による外部監査のほか、毎月指導を受ける。